

2020年4月1日
理事候補選挙管理委員会
委員長 岩佐 望

立候補の手続について

理事候補選挙規程第7条に基づき、本部理事候補を下記の要領で募集いたします。

記

1. 立候補届の受付期間と受付方法

- ① 受付期間 2020年4月1日(水)～4月6日(月)
- ② 受付方法 原則としてメール(郵送・FAXも可、送料は個人負担)
【メールアドレス】nacs-senkyo2020@nacs.or.jp
【郵送宛先】〒152-0002 東京都渋谷区渋谷1-17-14 全国婦人会館2F
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
理事候補選挙管理委員会宛
【FAX】03-6434-1161

※メールの場合、発信期限は、4月6日です。

※郵送の場合、封筒・切手代は各自ご負担願います。

締め切りは、4月6日(月)17時30分NACS事務所に必着です。

消印ではありません。郵便事情が悪化していますのでご注意ください。

※FAXの場合、4月6日(月)17時30分NACS事務所に必着です。

2. 立候補に必要な書類の記入方法

すべての項目を、添付ワード文書「理事候補選挙立候補届」に記入してお送りください。

- ① 「立候補届」：立候補日、氏名、メールアドレスを記入します。
- ② 「経歴(勤務先・役職)」：西暦で記入します。
(例) 19〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇入社
20〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇 〇〇部・課長
20〇〇年〇〇月(株)〇〇〇〇退職
- ③ 「活動略歴」：NACSでの活動歴を西暦で記入します。
(例) 20〇〇年NACS入会
〇〇研究会、〇〇委員会で活動
- ④ 「理事としての所信」：200文字以内で記入します。

3. 立候補に際しての留意事項

- ① 理事は、原則無報酬です。
- ② 理事会等の公式な会議については本部から旅費の支給がありますが、日常業務については旅費の支給はありません。
- ③ 理事は、年 2 回以上開催される理事会に原則として全て出席することが必須条件となります。
- ④ 本部理事は委員会を担当し、委員会および委員長の業務執行を監督します。
現在の理事兼委員長という職位は廃止予定です。
- ⑤ 担当委員会により、関係官庁へ出向くことがあります。

以上